

協議第7号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月30日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、平成23年7月までそれぞれの区域で、農業委員会の委員の定数及び任期等は従前のまま存続する二つの農業委員会を置く。

平成23年7月の熊本市農業委員会の改選時に見直し再編する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 合併協議項目事業一覧 (農業委員会の委員の定数及び任期)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
7		農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い				
	1	農業委員会の委員の定数及び任期等	経済振興部会	第6回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	7 農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い	小項目名	1 農業委員会の委員の定数及び任期等
調整方針	農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、平成23年7月までそれぞれの区域で、農業委員会の委員の定数及び任期等は従前のまま存続する二つの農業委員会を置く。 平成23年7月の熊本市農業委員会の改選時に見直し再編する。		

調査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	
135 市町別内容	委員	委員	農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、平成23年7月までそれぞれの区域で、農業委員会の委員の定数及び任期等は従前のまま存続する二つの農業委員会を置く。 平成23年7月の熊本市農業委員会の改選時に見直し再編する。
	選挙委員 40名 選任委員 7名 (うち議会推薦4名、農協推薦1名、農業共済推薦1名、土地改良区推薦1名) ※平成17年7月20日改選	選挙委員 16名 選任委員 6名 (うち議会推薦3名、農協推薦1名、農業共済推薦1名、土地改良区推薦1名) ※平成18年10月1日改選	
	任期	任期	
	・平成17年7月20日～平成20年7月19日 3年間	・平成18年10月1日～平成21年9月30日 3年間	
	報酬	報酬	
	会長 月額 90,000円 会長職務代理者、部会長及び部会長職務代理者 月額 59,000円 委員 月額 55,000円	会長 年額 213,300円 委員 年額 195,300円 費用弁償 1日 1,000円	
選挙区・・・9選挙区	選挙区・・・富合町の全域		
定数・・・40名	定数・・・16名		

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

(編入合併の場合)

区分	選挙委員			選任委員	要件等	(根拠法令)		
	選出方法等	定数	任期					
合併後の新市に1つの農業委員会を置く場合	原則	編入した市町村の委員は存続。編入された市町村の委員は失職。	編入した市町村の従前の定数	編入した市町村の従前の委員の残任期間	編入した市町村の委員は存続。編入された市町村の委員は失職。	—	農委法第3条第1項	
	在任特例	存続。ただし、右記の定数を超えるときは、選挙委員全員で互選。	編入した市町村の従前の定数+協議により40を超えない範囲で定めた数	編入した市町村の従前の委員の残任期間	編入した市町村の委員は存続。編入された市町村の委員は失職。	—	農委法第3条第1項 合併特例法第11条第1項第2号及び第2項	
合併後の新市に2以上の農業委員会を置く場合	従前の区域と異なった区域ごとに委員会を置く場合	原則	各委員会ごとに選挙	各委員会ごとに条例で定める数	3年	新たに選任	新市の区域面積24000haまたは農地面積7000haを超えること。	農委法第3条第2項 公選法第33条第3項
		在任特例	存続。ただし、右記の定数を超えるときは、選挙委員全員で互選	協議により各委員会ごとに80を超えず10を下らない範囲で定めた数	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	新たに選任	新市の区域面積24000haまたは農地面積7000haを超えること。	農委法第3条第2項 合併特例法第11条第3項
	従前の区域ごとに委員会を置く場合	特例	従前の市町村の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続	従前の定数	従前の各委員会の委員の残任期間	従前の市町村の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続。	新市の区域面積24000haまたは農地面積7000haを超えること。	農委法第3条第2項 農委法第34条第2項

※ 選挙委員の定数を21人以上とした場合は「農地部会」が必置となります。

## ○農地面積等

(単位：ha)

	熊本市	富合町	市町計	備考
市町域面積	26,078	1,959	28,037	国土交通省国土地理院「平成17年全国都道府県市区町村別面積調」による
農地面積	6,619	830	7,449	2005年農林業センサス経営耕地総面積より

## ○農業委員会等に関する法律

(設置)

第三条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地(以下「農地」という。)のない市町村には、農業委員会を置かない。

- 2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。
- 3 前項の規定によりその区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。
- 4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。
- 5 その区域内の農地面積(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の市街化区域と定められた区域で同法第二十三条第一項の規定による協議が調つたものの区域内の農地面積(生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三条第一項の生産緑地地区の区域内の農地面積を除く。)を除く。)が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。
- 6 市町村長は、第二項の場合にあつては各農業委員会の名称及び区域を、第三項又は第四項の場合にあつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置か

ないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

(境界の変更の場合の特例)

第三十四条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

- 2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

## ○農業委員会等に関する法律施行令

(二以上の農業委員会を置くことができる市町村)

第一条の三 法第三条第二項の政令で定める市町村は、その区域の面積が二万四千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が七千ヘクタールを超える市町村とする。

複数農業委員会設置市町村

		合併期日	合併形態	農業委員会 設置数	合併自治体数	備考
北海道	北見市	18. 3. 5	新設	4	1市3町	北見市 端野町 常呂町 留辺蕊町 ◎合併後に連絡調整会議を設置し、研究・検討を行い1つの農業委員会に統合予定
	大空町	18. 3. 31	新設	2	1町1村	女満別町 東藻琴村 ◎平成20年1農業委員会へ統合予定
	幕別町	18. 2. 6	編入	2	1町1村	幕別町 忠類村 ◎平成20年7月統合予定
宮城県	大崎市	18. 3. 31	新設	2	1市6町	古川市 岩出山町 鳴子町 松山町 三本木町 田尻町 鹿島台町 ◎H18.7.20「7」→「2」農業員会に統合、H20「1」農業委員会に統合予定
秋田県	大仙市	17. 3. 22	新設	2	1市6町1村	大曲市 中仙町 仙北町 太田町 神岡町 西仙北町 協和町 南外村
群馬県	高崎市	18. 1. 23	編入	4	1市3町	高崎市 倉渕村 群馬町 新町 ◎平成20年7月20日、1農業委員会に統合
		18. 1. 23	編入	5	1市1町	高崎市 箕郷町 ◎平成20年7月20日、1農業委員会に統合
		18. 10. 1	編入	6	1市1町	高崎市 榛名町 ◎平成20年7月20日、1農業委員会に統合
	渋川市	18. 2. 20	新設	6	1市1町4村	渋川市 伊香保町 小野上村 子持村 赤城村 北橋村 ◎合併1年後(H19.2.20)1農業委員会に統合
	みなかみ町	17. 10. 1	新設	3	1町2村	月夜野村 水上町 新治村 ◎平成19年4月1日統合
神奈川県	横浜市			2		※政令指定都市
	相模原市	18. 3. 20	編入	2	1市2町	相模原市 津久井町 相模湖町
		19. 3. 11	編入	2	1市1町	相模原市 藤野町(津久井町、相模湖町区域の農業委員会に統合)
		19. 3. 11	編入	2	1市1町	相模原市 城山町 ○H19.3.11より「西」「東」農業委員会とする
岐阜県	関市	17. 2. 7	編入	3	1市2町3村	関市 洞戸村 板取村 武芸川町 武儀町 上之保村
	郡上市	16. 3. 1	新設	2	3町4村	八幡町 美並村 明宝村 和良村 大和町 白鳥町 高鷲村
静岡県	浜松市	17. 7. 1	編入	4	3市8町1村	浜松市 舞阪町 雄踏町 浜北市 細江町 引佐町 三ヶ日町 天竜市 春野町 佐久間町 水窪町 龍山村 ※政令指定都市
新潟県	新潟市	17. 3. 21	編入	4	3市4町5村	新潟市 白根市 小須戸町 横越町 亀田町 豊栄市 岩室村 西川町 味方村 潟東村 月潟村 中之口村
		17. 3. 21	編入	5	2市	新潟市 新津市
		17. 10. 10	編入	6	1市1町	新潟市 巻町 ※政令指定都市
山口県	下関市	17. 2. 13	新設	2	1市4町	下関市 豊浦町 菊川町 豊田町 豊北町 ◎合併後4年間までに1農業委員会とすることに努める
	萩市	17. 3. 6	新設	2	1市2町4村	萩市 川上村 旭村 田万川町 むつみ村 須佐町 福栄村 ◎合併後4年以内に統合
福岡県	北九州市			2		※政令指定都市
鹿児島県	薩摩川内市	16. 10. 12	新設	2	1市4町4村	川内市 樋脇町 入来町 東郷町 祁答院町 里村 上瓶村 下瓶村 鹿島村